

静岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

(平成15年2月5日県本部訓令第1号)

この訓令は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。